

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第63号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成15年香川県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行について、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）、<u>健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行について、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）<u>及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。